

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成29年2月1日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600985号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600344号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年8月1日から同年1月1日に訂正し、平成26年1月から同年7月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成26年1月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年1月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年1月1日から同年8月1日まで

平成26年1月1日から平成27年7月1日までA社に勤務したが厚生年金保険被保険者の記録がなかった。同社の事業主が平成28年10月19日に届出を年金事務所に行い、記録が訂正されたが、請求期間については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社事業主から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社に勤務し、標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料(2万1,400円)を事業主により、給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者の資格取得年月日を平成 26 年 1 月 1 日とする「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び資格喪失年月日を平成 27 年 7 月 1 日とする「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」を年金事務所に対し、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 10 月 19 日に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600875号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600345号

## 第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。C社に昭和54年4月1日に入社し、同日付けでA社B事業所に出向となったが、半年後の同年10月1日に出向が解除されC社へ戻った。請求期間も継続して勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、D企業年金基金から提出された加入員記録、A社B事業所における請求期間当時の総務担当者の陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社B事業所に継続して勤務(昭和54年10月1日にA社B事業所からC社B事業所に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年9月の標準報酬月額については、請求者のA社B事業所における厚生年金保険の被保険者原票及びD企業年金基金から提出された加入員記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保

険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和 54 年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 9 月 30 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600972号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600347号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月14日の標準賞与額を58万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月14日

厚生年金基金より、平成19年12月に支給された賞与について、国の記録と不一致との連絡があり、年金記録を調べたところ、賞与の記録漏れが分かった。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与統計表」、同僚から提出された預金通帳の写し、厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届、健康保険組合の回答及び同社の給与、社会保険事務を担当しているB社の回答により、請求者は、平成19年12月14日にA社から賞与(60万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額(58万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与統計表」により確認できる厚生年金保険料控除額から、58万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 19 年 12 月 14 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600973 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600348 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 58 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2. 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

厚生年金基金より、平成 19 年 12 月に支給された賞与について、国の記録と不一致との連絡があり、年金記録を調べたところ、賞与の記録漏れが分かった。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与統計表」、請求者及び同僚から提出された預金通帳の写し、厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届、健康保険組合の回答及び同社の給与、社会保険事務を担当しているB社の回答により、請求者は、平成 19 年 12 月 14 日にA社から賞与 (60 万円) の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額 (58 万 2,000 円) に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与統計表」により確認できる厚生年金保険料控除額から、58 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 14 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600974号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600349号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月14日の標準賞与額を29万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月14日

厚生年金基金より、平成19年12月に支給された賞与について、国の記録と不一致との連絡があり、年金記録を調べたところ、賞与の記録漏れが分かった。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与統計表」、請求者及び同僚から提出された預金通帳の写し、厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届、健康保険組合の回答及び同社の給与、社会保険事務を担当しているB社の回答により、請求者は、平成19年12月14日にA社から賞与(30万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額(29万1,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与統計表」により確認できる厚生年金保険料控除額から、29万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 14 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600975 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600350 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 29 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

厚生年金基金より、平成 19 年 12 月に支給された賞与について、国の記録と不一致との連絡があり、年金記録を調べたところ、賞与の記録漏れが分かった。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与統計表」、同僚から提出された預金通帳の写し、厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届、健康保険組合の回答及び同社の給与、社会保険事務を担当しているB社の回答により、請求者は、平成 19 年 12 月 14 日にA社から賞与 (30 万円) の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額 (29 万 1,000 円) に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与統計表」により確認できる厚生年金保険料控除額から、29 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 19 年 12 月 14 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601002号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600076号

## 第1 結論

昭和46年8月から同年11月までの請求期間、平成元年2月の請求期間及び平成元年6月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年8月から同年11月まで  
② 平成元年2月  
③ 平成元年6月から同年9月まで

私は、厚生年金保険に加入していた会社を退職する都度、国民年金への加入及び切替手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。国民年金保険料が未納とされている請求期間についても、納付していたと記憶している。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者は、昭和46年8月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者が昭和51年3月から居住していたA市において、昭和53年8月1日を国民年金被保険者の資格取得日として昭和53年10月31日に払い出されていることが確認でき、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、請求者の主張と一致せず、当該記号番号払出時点では、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿の資格取得年月日欄に「53.8.1」、公的年金欄に請求者の厚生年金保険記号番号及び「(厚年)41.5.2~53.8.1」と記載があることから、上記記号番号払出時点では請求期間①は厚生年金保険被保険者期間とされていたところ、オンライン記録により平成6年7月21日に遡って国民年金被保険者期間とされるまで、請求期間①は国民年金未加入期間とされており制度上国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、平成元年1月12日に昭和63年12月21日を資格取得日として、国民年金被保険者資格の処理が行われており、請求期間②直前の昭和63年12月分及び平成元年1月分の国民年金保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、請求期間②について、オンライン記録によると、平成元年4月21日に請求者が請求期間②直後に勤務した会社における雇用保険の被保険者資格取得日と同一日である平成元年2月27日を国民年金被保険者の資格喪失日とする処理が行われていることが確認できるところ、平成6年7月21日に遡って資格喪失日を平成元年3月1日に変更されるまで、請求期間②は資格喪失月であるため国民年金保険料の納付を要しない月とされており制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、平成6年7月21日時点では、請求期間②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

- 3 請求期間③について、オンライン記録により平成6年7月21日に遡って国民年金被保険者期間とされるまで、国民年金未加入期間とされており制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、平成6年7月21日時点では、請求期間③の国民年金保険料は時効により納付することができない。

- 4 そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600942号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600346号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年8月31日から同年9月1日まで

A社に平成23年8月31日まで勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録が年金額に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。提出した平成23年8月25日支給の給与支払明細書により給与から社会保険料が控除されていることが分かるので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された請求者に係る退職届により、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された平成23年8月分の給与支払明細書(平成23年8月25日支給)において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、B社は給与からの厚生年金保険料控除方法については、翌月控除である旨回答していることから、当該明細書において控除されている厚生年金保険料は平成23年7月分であると認められる。

また、B社は、請求者の請求期間に係る平成23年8月分の厚生年金保険料については、控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。